

定例監査の結果

1 監査の期間

令和7年11月10日から令和7年12月26日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

教育庶務課、文化財課、図書館、小学校7校（西尾・花ノ木・平坂・寺津・福地南部・福地北部・白浜）、中学校2校（平坂・吉良）、ふれあいセンター4施設（鶴城・矢田・寺津・横須賀）

(2) 対象期間

令和7年4月1日から令和7年12月26日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

4 西尾市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱第43条に基づく報告 保有個人情報の管理について、不適切な事例が認められた。

5 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 教育庶務課

ア 契約事務

(ア) 情報セキュリティに関する特記事項及び個人情報の取扱いに関する特記仕様書に係る届出が提出されていないものがあった。

【情報セキュリティに関する特記事項第3条・第4条】

【個人情報の取扱いに関する特記仕様書第3条・第4条】

(イ) 予定価格について、単価で設定すべきものを総価で設定しているものがあった。

【契約規則第14条第1項】

(ウ) 契約締結日について、誤りがあった。

【文書事務の概要】

イ 文書取扱事務

(ア) 起案文書を文書管理システムに登録していないものが散見された。

【文書取扱規程第18条】

(イ) 3日以内に出張復命が行われていないものがあった。

【服務規程第17条】

ウ 人事事務

(ア) 年次休暇請求票について、計算誤りがあった。

【西尾市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第12条】

(2) 文化財課

ア 文書取扱事務

(イ) 特別利用許可について、教育委員会が行っていないものが散見されたほか、減免の決定について、市長が行っていないものが散見された。

【岩瀬文庫の設置及び管理に関する条例第7条第1項・第8条】

(イ) 減免の決定について、教示文を記載していないものが散見された。

【行政不服審査法第82条第1項】

【行政事件訴訟法第46条第1項】

(3) 図書館

ア 契約事務

(イ) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書に係る届出が提出されていないものがあった。

【個人情報の取扱いに関する特記仕様書第3条・第4条】

イ 文書取扱事務

(イ) 起案文書を文書管理システムに登録していないものが散見された。

【文書取扱規程第18条】

(イ) 寄附採納について、決裁区分に誤りがあった。

【決裁規程別表1】

(イ) 図書館資料紛失に係る請求について、市長名を用いていないものが散見された。

【文書取扱規程第19条】

(4) 小中学校

ア 財産管理事務

(イ) ゆうパケットについて、受払簿を作成していないものがあった。

【物品管理要綱第10条】

(5) ふれあいセンター

なし